

多摩市告示第 4 8 4 号

令和 5 年度労務報酬下限額等

令和 4 年多摩市告示第 5 0 1 号で規定したもののうち、多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等に適用する労務報酬下限額について、以下のとおり改定する。

令和 5 年 9 月 2 5 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額

(改定前)

[単位：円（1 時間あたり）]

適用する業務	業務内容	労務報酬 下限額
多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等 【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1, 109
	学校給食配膳業務委託	1, 109
	上記以外の業務・指定管理協定	1, 109

(改定後)

[単位：円（1 時間あたり）]

適用する業務	業務内容	対象期間	労務報酬 下限額
多摩市公契約条例第 5 条第 2 号から第 4 号に規定する業務の労働者等 【委託・指定管理協定等の業務に従事する者】	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日の間	1, 109
		令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日の間	1, 113
	学校給食配膳業務委託	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日の間	1, 109
		令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日の間	1, 113
	上記以外の業務・指定管理協定	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日の間	1, 109
		令和 5 年 10 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日の間	1, 113

(改定後一覧)

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	2,892	高級船員	3,432
普通作業員	2,510	普通船員	2,723
軽作業員	1,755	潜水士	4,770
造園工	2,475	潜水連絡員	3,410
法面工	3,162	潜水送気員	3,320
とび工	3,140	山林砂防工	3,027
石工	3,072	軌道工	5,445
ブロック工	2,847	型わく工	2,993
電工	3,005	大工	2,880
鉄筋工	3,162	左官	3,162
鉄骨工	2,892	配管工	2,712
塗装工	3,410	はつり工	2,880
溶接工	3,522	防水工	3,410
運転手（特殊）	2,847	板金工	3,275
運転手（一般）	2,375	タイル工	****
潜かん工	3,500	サッシ工	3,005
潜かん世話役	4,152	内装工	3,150
さく岩工	3,522	ガラス工	2,970
トンネル特殊工	3,375	建具工	****
トンネル作業員	2,847	ダクト工	2,678
トンネル世話役	3,803	保温工	2,600
橋りょう特殊工	3,420	建築ブロック工	****
橋りょう塗装工	3,510	設備機械工	2,622
橋りょう世話役	4,017	交通誘導警備員A	1,845
土木一般世話役	2,982	交通誘導警備員B	1,598

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

適用範囲	業務内容	下限額
多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等 ※ 工事における熟練労働者以外の者	別紙1の職種に係る業務	1, 135
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 ※委託・指定管理協定等の業務に従事する者	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1, 113
	街路樹の維持管理業務 （街路樹等の補助作業員を除く）	1, 113
	下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く） （下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務）	1, 359
	可燃物等の収集運搬業務	1, 114
	学校給食センター調理等業務委託	1, 121
	学校給食配送業務委託	1, 121
	学校給食配膳業務委託	1, 113
	上記以外の業務・指定管理協定	1, 113